

議員発案第 2 号

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、別紙「北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書」を提出するものとする。

令和 6 年 12 月 13 日 提出

提 出 者 三条市議会議員 馬 場 博 文

賛 成 者 三条市議会議員 阿 部 銀 次 郎

同 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 燕 幸 男

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致問題については、平成14年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め、拉致被害者5名が帰国を果たしたものの、その後は解決に向けた進展が見られな
いまま20年以上が経過した。

政府認定の拉致被害者12名が安否不明の状況であり、このほか特定失踪者、拉致の可能性
を排除できない事案に係る方々がいまだ多数いる。

新潟県では、拉致被害者5名のうち、横田めぐみさんと曾我ミヨシさんがいまだ帰国を果
たしていない。また、県内には拉致の疑いのある特定失踪者が6名いて、現在も安否が分か
らぬままとなっている。

このような状況の中、近年では横田めぐみさんの父・滋さん、田口八重子さんの兄・飯塚
繁雄さんが、拉致被害者との再会を果たせぬまま他界し、被害者自身やその家族の高齢化が
進む中、もはや一刻の猶予も許されない状況に置かれている。

よって、国会及び政府においては、拉致被害者及び特定失踪者家族の痛切な思いを共有し、
拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国並びに真相の究明に向け、今後とも拉致問題を「最
優先、最重要課題」と位置付け、国際社会と連携を強化しつつ、国際情勢に鑑み時機を逸する
ことなく、国を挙げて全力で取り組むよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

三条市議会議長 森 山 昭

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 外務大臣 拉致問題担当大臣（内閣官房長官）